記 者 発 表 資 料

令和６年１０月４日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社目黒林業	秋田県男鹿市船川港船川字化世沢１７７－８

２．指名停止措置期間
令和６年１０月４日　～　令和７年１月３日　（　３ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社目黒林業の元代表取締役は、秋田県が発注した道路の維持管理業務を巡り、同県職員が維持管理業務の受注者に対して、目黒林業を再委託先とするよう斡旋した見返りとして現金を渡したとして、令和６年８月７日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕され、同年８月２８日に秋田地検に贈賄の罪で起訴された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第３号（イ）に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（贈賄） 3　次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ　代表役員等 ロ　一般役員等 ハ　使用人	逮捕又は公訴を知った日から ３ヵ月以上９ヵ月以内 ２ヵ月以上６ヵ月以内 １ヵ月以上３ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、秋田県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）

○ 総務部　契約課	課長	川崎（かわさき）　友美（たすみ）	（内線　2511）
	建設専門官	渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）	（内線　2512）
総務部　経理調達課	課長	千葉（ちば）　哲哉（てつや）	（内線　6551）

○は本件の主務課です。